

会 議 記 録				
会 議 の 名 称	議 会 運 営 委 員 会			会 議 場 所 全 員 協 議 会 室 担 当 職 員 小 野
日 時	令 和 2 年 8 月 5 日 (水 曜 日)		開 議	午 前 1 0 時 0 0 分
			閉 議	午 前 1 1 時 3 1 分
出 席 委 員	◎木曾 ○菱田 三上 浅田 赤坂 藤本 西口 <齊藤議長><奥野副議長>			
執 行 機 関 出 席 者				
事 務 局 出 席 者	山内事務局長、井上次長、熊谷係長、小野主任			
傍 聴	可	市 民 0 名	報 道 関 係 者 0 名	議 員 3 名 (富 谷、山 本、小 松)

会 議 の 概 要

1 0 : 0 0

[木曾委員長 開議]

1 議会基本条例の検証及び見直しについて

(1) 検証の進め方について

[事務局長説明]

(2) 検証の実施

○第13条第1項～第2項

[事務局次長 説明]

(会派の検証：新清流会 A、緑風会 A、共産党 A、公明党 A、無会派 A)

<木曾委員長>

各会派からの意見はない。「達成」「継続」とする。

—全員了—

[検証結果：A・達成、継続]

○第14条第1項～第3項

[事務局次長 説明]

(会派の検証：新清流会 A、緑風会 A、共産党 A、公明党 A、無会派 A)

<木曾委員長>

各会派からの意見はない。「達成」「継続」とする。

—全員了—

[検証結果：A・達成、継続]

○第15条

[事務局次長 説明]

(会派の検証：新清流会 A、緑風会 A、共産党 A、公明党 A、無会派 A)

<木曾委員長>

各会派からの意見はない。「達成」「継続」とする。

—全員了—

[検証結果：A・達成、継続]

○第16条

[事務局次長 説明]

現状の課題・問題点として、緑風会からソーシャルメディアの活用、タブレット端末の活用、インターネット回線の整備を行うことについて意見をいただいている。ソーシャルメディアについては、広報広聴会議で検討を行うこととなっており、その他は、各会派から1人ずつ選出いただいたスマート議会の検討委員で検討を行うこととなっている。

(会派の検証：新清流会 A、緑風会 B、共産党 A、公明党 A、無会派 A)

<赤坂委員>

災害対応時等にも必要があると思うので、早急にタブレット端末の導入やインターネット環境を整備するべきと考える。また、フェイスブックだけではなく情報を広く周知する方法も検討するべきである。

<木曾委員長>

課題が出てきたので、検証は一部達成とし、取組検討でよいか。

—全員了—

[検証結果：B・一部達成、取組検討]

○第17条

[事務局次長 説明]

(会派の検証：新清流会 B、緑風会 A、共産党 B、公明党 A、無会派 A)

<西口委員>

今まで研修は年3回程度としていたが、その時に応じた研修を行う必要がある。予算の範囲内で実施することになるが、研修の実施回数や方法について検討する必要があると思う。

<三上委員>

議会の翌月であれば少し時間的な余裕ができるため、年4回～5回研修を実施し、以前問題になった防災・減災等、重点的に取り上げる内容があれば、同じテーマを年に2回実施するなど、これまでの経緯を踏まえて研修を充実するべきと考える。

<赤坂委員>

議員として知見を広げたいので、何をすべきか研修計画を立て、広い分野の研修を小まめに行ってはどうかと考える。

<藤本委員>

これまで研修テーマは事前に決まっていたので、諮ってからテーマを決めていただきたい。年間のテーマを決めてしまえば内容を進めやすいと考える。

<木曾委員長>

研修を充実するためには回数や内容の見直しが必要であるとの意見があったため、検証は一部達成とし、今後の方向性は取組検討として、課題の抽出、予算について検討していくということによいか。

—全員了—

[検証結果：B・一部達成、取組検討]

○第18条第1項～第2項

[事務局次長 説明]

(会派の検証：新清流会 A、緑風会 B、共産党 A、公明党 A、無党派 A)

<赤坂委員>

議会事務局の機能強化について、事務局の職員が少ないと考える。これから条例制定や新しい取り組みを行うためにも職員の増員や、専門家を呼んで話を聞く必要があると考える。

<藤本委員>

条例制定にあたり亀岡市で専門家を呼べないのであれば、市町村が共通で専門家と契約し、自治体が不利にならないよう法務機能を強化する方法を検討してはどうか。

<西口委員>

今まで法的なことについて、専門家の意見等の確認はできているか。

<事務局次長>

ポイ捨て等禁止条例をつくった際には、本市の法制部門である総務課行政係に相談を行ったところである。弁護士等の専門家に相談は行っていない。

<西口委員>

必要に応じて専門家に相談することは当然である。必要がある場合は、議会に諮って専門家の意見を聞けばよいと思う。

<三上委員>

条例全体の中で条例制定や政策立案を議会事務局の項目で論じるのは少し主旨が異なると思う。政策立案は事務局だけの問題ではないため、第5章の調査機関の設置等に記載した方がよいと思う。具体的には、総則に「政策の立案を行う」と記載されているが、そのことを具体的に論じる条項がない。総則に書かれていることが問題ではなく、総則に書かれている政策の立案ということが第2章の活動原則の中にあまり反映されていないということが課題であると思う。第1章、第2章を検討する際に緑風会の意見を反映できるような文言や項目を追加するべきであるか議論したいと考えている。

<事務局次長>

議会基本条例の総則については、次回に検討していただく時間があるため、その場で議論していただければと思う。

<事務局長>

三上委員から、総則の中で規定している内容が、それ以下の条文の中で具体的に規定されていないという意見をいただいているので、総則の部分については、次回に再度検討いただければと思う。

<菱田副委員長>

第18条については、議会の任命権者は議長であり、調査・法務機能の充実を行うため、常に法務に長けた職員を人事交流してもらうよう申し入れる必要がある旨が記載されていると考える。実際に、議会基本条例を作った際には、総務課の法令に長けた職員を人事交流してほしいと申し入れた経緯がある。人事異動については、市長に任せるのではなく、議長が調査・法務機能の強化に取り組むため、市長に申し入れていく必要があると思う。

<木曾委員長>

第18条については、後日総則で議論をさせていただく。これまでの内容については「達成」「継続」とし、次回に議論することでよいか。

—了—

[検証結果：A・達成、継続]

○第19条第1項～第2項

[事務局次長 説明]

(会派の検証：新清流会 A、緑風会 A、共産党 A、公明党 A、無会派 A)

<木曾委員長>

各会派からの意見はない。「達成」「継続」とする。

—全員了—

[検証結果：A・達成、継続]

○第20条第1項～第2項、第21条

[事務局次長 説明]

(会派の検証：新清流会 A、緑風会 A、共産党 一、公明党 A、無会派 A)

<三上委員>

議員定数を減らしたことで、人件費の削減はできたかもしれないが、一方で議会が活性化できたのか、小さな地域から議員が選出されなくなったのではないかと、議員報酬が減少したことで、副業をする必要があり議員活動が片手間になってしまう可能性があるのではないかと、といった課題がある。また、議員報酬のみで活動したいと思っている方が議員になれる報酬体系でなければならぬため、一度総括しておく必要があると考える。

<藤本委員>

議員定数は減らせばよいというものではなく、亀岡市にふさわしい定数を検討する必要がある。定数は減らすほど、議会の力は弱っていくため、最低限必要な人数は確保する必要があると考える。報酬に関しては、兼職しなくても生活ができる水準というのが基本である。

<西口委員>

これ以上、議員定数を減らすと議会活動に支障をきたす可能性があると考えている。

<赤坂委員>

定数は今のままでよいが、議員報酬が低すぎると思う。若い世代の方が議員となることができるよう、早めに見直しするべきだと考える。

<木曾委員長>

第20条と第21条の話が同時に進んでいるため、第21条の事務局説明は省略して、2項目合わせて進行したいと思う。議員定数については、共産党議員団を除いて現行の24名から減らさないという意見で一致しているため、「達成」としてよいか。

<三上委員>

議員のニーズは社会情勢とともに変わっていくため、議員定数については、人口比にとらわれず、市民に必要とされているかどうかといった観点からも絶えず検証を行う必要がある、そういった議論する場を設けていただきたい。議論の末であるため、検証結果は「達成」でもよい。

<木曾委員長>

第20条第1項～第2項は「達成」「継続」とする。

—全員了—

[検証結果：A・達成、継続]

<木曾委員長>

第21条について、各会派から課題や問題点はないがさまざまな議論があり、議員

報酬の問題を検討する場を設けるのか、報酬審議会で審議していただくか、他市の状況を踏まえて検討するか。どのように取り扱うか。

<赤坂委員>

各委員とも同様の内容であったので、「一部達成」「取組検討」でよいと思う。

<木曾委員長>

第21条は、「一部達成」「取組検討」とする。

—全員了—

[検証結果：B・一部達成、取組検討]

今後、この項目についての検討の場は改めて相談させていただく。

○第22条第2項

[事務局次長 説明]

(会派の検証：新清流会 A、緑風会 A、共産党 A、公明党 A、無党派 B)

<小松議員>

政務活動費は、政策の勉強、研究を行うために使用するものであるが、半日で1万5千円を要する研修等もある。広く情報を収集し勉強するために、現状の政務活動費でできることは限られている。議員活動を充実させていくためには政務活動費を増額する必要があると考えるがどうか。

<藤本委員>

政務活動費を増額するのであれば市民理解が必要であり、どういう政策立案を行うために、これだけ費用が必要であると市民に示さないと政務活動費の見直しは難しいと考える。

<三上委員>

政務活動費については別途条例があり、その条例の中で政務活動費の額等が定められている。政務活動費の額の増減の話をするのであれば、その条例の見直しをするための論議をしていく必要があると思うが、政務活動費の目的である第22条第1項が検討項目にない理由は。

<事務局次長>

金額等については、政務活動費の交付に関する条例に定めている。この条例は地方自治法に基づき定めており、第22条第1項を検証項目に挙げていなかったのは、地方自治法の政務活動費の内容を述べているだけであったため、項目としていなかった。

<三上委員>

政務活動費は、具体的な使用目的が問われる。地方自治法や条例の内容を記載しているだけであることから見直しをしないというのは疑問である。

<事務局次長>

この条例検証項目一覧は、条文の文言をどうするかという内容を記載しており、この文言は地方自治法の内容なので項目として挙げていなかったが、内容を検討するというのであれば、次回から検証項目に挙げることも可能である。

<事務局次長>

この内容は地方自治法により定められた制度であり、その制度の内容についての文言となるため、今回の対象としていない。その内容については、第2号、第3号の条文の中で検討いただければと思う。

<木曾委員長>

この項目に関しては、引き続き議論する必要があると思われるため、次回、地方自

治法の中でどういう位置づけで政務活動費が出されているのか、法と条例の該当部分の内容を資料として出していただいで検証していきたい。

<事務局長>

条文の資料を配布する。それを踏まえて検証していただきたい。

<藤本委員>

条例で定められている政務活動費は、支給してもよいと定められているものであって、変更も可能であることから必要性を検討していく必要があると考える。

<木曾委員長>

政務活動費の第1項については、今後検証項目として挙げていくべきである。

第2項は「一部達成」「取組検討」とする。

—全員了—

[検証結果：B・一部達成、取組検討]

○第22条第3項

[事務局次長 説明]

(会派の検証：新清流会 A、緑風会 A、共産党 A、公明党 A、無会派 A)

<木曾委員長>

各会派からの意見はない。「達成」「継続」とする。

—全員了—

[検証結果：A・達成、継続]

○第23条

[事務局次長 説明]

(会派の検証：新清流会 A、緑風会 A、共産党 A、公明党 A、無会派 A)

<木曾委員長>

各会派からの意見はない。「達成」「継続」とする。

—全員了—

[検証結果：A・達成、継続]

○第24条

[事務局次長 説明]

(会派の検証：新清流会 A、緑風会 A、共産党 A、公明党 A、無会派 A)

<木曾委員長>

各会派からの意見はない。「達成」「継続」とする。

—全員了—

[検証結果：A・達成、継続]

○災害時等のマニュアルは整備されているが、その根拠が議会基本条例に見当たらない。[新清流会]

[事務局次長 説明]

<西口委員>

議会基本条例に記載がないのは疑問である。

<赤坂委員>

緑風会としても同様の意見である。

<三上委員>

第2章の議員の活動原則の部分に入れられるか検討したい。

<藤本委員>

議員の活動の中に災害時における活動という内容を記載するべきだと考える。

<事務局次長>

第2章議員の活動の中に、議員の災害時の活動として新たに第6条を加えたいと思う。次回にお示ししたい。

<木曾委員長>

他市の議会基本条例に、この条文があると聞いている。次回にこの件について資料を提出していただけるか。

<事務局長>

次回までに資料を整理して、お示ししたい。

<木曾委員長>

今回提出を求めたものを事務局で準備していただき、次回検証を行いたいと思う。

2 その他

(1) 決算審査について

○事務事業評価について

[事務局長説明]

<木曾委員長>

事務事業評価の視点について、現在必要性に2項目挙がっているが、「目的に照らして事業の必要性はどうか。」という1項目としてよいか。

—全員了—

(2) 次回開催日時

8月20日(水) 午後2時～

11 : 31